

「地域アプローチ」による働き方改革

平成28年11月17日

まち・ひと・しごと創生本部事務局

「地域アプローチ」による少子化対策・働き方改革

◎出生率や出生率低下要因、「働き方」等に大きな地域差

- ◆合計特殊出生率：東京都1.17⇔沖縄県1.94(H27) 豊島区(東京都)0.81⇔伊仙町(鹿児島県)2.81(H20-24)
- ◆第一子の平均出産年齢(H27)：東京都32.2歳⇔佐賀県、宮崎県29.3歳
- ◆週60時間以上働く雇用者の割合(H24)：東京都11.2%⇔鳥取県、沖縄県7.1%

地方の特性に応じた対策(「地域アプローチ」)の展開が重要

◎地域の「見える化」の推進－「地域指標」の公表－

- ・出生率に関する各指標や「働き方」の実態を地域別に分析した「地域指標」を公表

◎地域の実情に応じた「働き方改革」の推進

- ・自治体がリーダーシップを発揮し、地域関係者が取り組むことを関係府省一体となって支援

地域働き方改革会議

各地域に設置(自治体、労使団体等が参加)

支援

地域働き方改革支援チーム

関係府省・有識者からなるチーム

◎地域の先駆的・優良事例の横展開

- ・地域では、働き方改革など独自の取組を推進。こうした先駆的・優良事例の普及を図る。

<構成員>

浅川陽	株式会社インテリジェンス公共事業部長
渥美由喜	東レ経営研究所主任研究員
阿部正浩	中央大学教授
大久保幸夫	リクルートワークス研究所所長
小島茂	公益財団法人連合総合生活開発研究所副所長
榊原智子	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
佐藤博樹	中央大学大学院教授
白河桃子	相模女子大客員教授
高橋重郷	前国立社会保障・人口問題研究所副所長
長谷川真理	公益財団法人日本生産性本部ダイバーシティ推進センター室長
◎樋口美雄	慶應義塾大学教授
松田茂樹	中京大学教授
油井文江	女性コンサルタントネットエルズ代表

◎は座長

<オブザーバー>

内閣府(男女共同参画局)、厚生労働省、経済産業省、総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省

(平成28年6月10日現在)

地域の実情に即した「働き方改革」の今後の取組

各地域における「働き方改革」の今後の取組

- 各地域が「地域働き方改革会議」を開催し、①地域ごとの少子化・働き方の特性・課題の分析、②働き方改革に向けた取組の検討、③地方創生推進交付金等を活用した働き方改革の取組を実施。

国における「働き方改革」の今後の取組

1 取組事例の収集

企業の働き方改革が生産性向上や離職率の大幅な低下につながることを示す取組事例の収集・とりまとめを実施し、地域における働き方改革の議論に資するよう地方自治体に提供する。

2 モデル研修会の開催

働き方改革に関係するコンサルタント等の現状調査を実施し、働き方改革アドバイザーを育成するための育成プログラム案を作成し、全国3か所程度の地域においてアドバイザー育成のモデル研修会を開催する。

3 ブロック会議の開催

国と都道府県担当者がそれぞれの地域における分析結果や好事例の情報交換を行う「働き方改革情報交換会」（地域毎のブロック会議）を開催する。（※11月現在、全国3ブロックで実施済み。）

4 「地域働き方改革会議」への支援

各都道府県の「地域働き方改革会議」の求めに応じ、地域働き方改革支援チーム構成員とともに「地域働き方改革会議」への支援を行う。



来年度、各都道府県において、交付金等を活用し、働き方改革アドバイザーの養成、県内企業へのアウトリーチ支援を行うことを目指す。

地域アプローチによる働き方改革：「包括的支援」＋「アウトリーチ支援」

地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議

取組の決定

地域働き方改革包括支援センター(仮称)

企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

労働局と連携し、企業の働き方改革を支援

<アウトリーチ支援>

- ・「働き方改革アドバイザー(仮称)」を養成・確保
- ・相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用へのアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

<企業認証>

- ・優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇(※)。

企業

企業

企業

地方創生推進交付金の活用

+

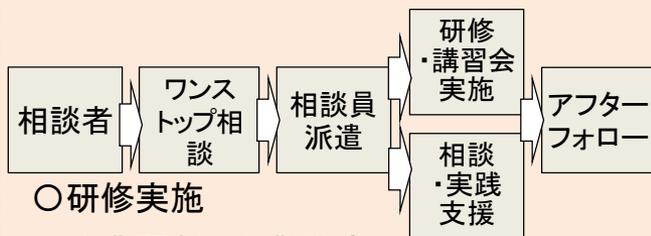
既存施策・助成金の活用等

兵庫県の取組：「ひょうご仕事と生活センター」

兵庫県の政労使関係者が連携して、「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に支援する拠点として設置(2009年)。

<センターの事業>

- 啓発、情報発信
- 相談・実践支援
 - ・企業等に対する「ワンストップ相談」
 - ・「相談員」の派遣(派遣料は無料)
※ 外部相談員(キャリアカウンセラー、コンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士)も準備
 - ・アフターフォロー



- 研修実施
- 企業顕彰、企業助成
 - ・企業顕彰:多様な働き方の導入、仕事と私生活の両立促進など、WLBの実現推進のために先進的な取組を実施している企業・団体を表彰
 - ・企業助成:「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」を行った企業に対するWLBの実現推進を支援するための各種助成金を用意
(例)従業員の育児又は介護休業に対し、代替要員を新たに雇用した事業主に対し、代替要員の賃金の1/2(月額上限10万円、総額上限100万円)を支給

※ 女性活躍推進法に基づき、国の調達で総合評価落札方式・企画競争によるものにおいては、「女性活躍の推進に向けた公共調達及び補助金等における活用に関する取組指針(すべての女性が輝く社会づくり本部決定28年3月22日)」により、本年度からワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん認定、ユースエール認定取得企業等)を加点評価するとともに、地方公共団体は国の施策に準じた取組が努力義務とされている。